

○立川市社会教育関係団体登録要綱

平成5年9月1日教育委員会要綱第2号

(平成5年8月6日教育長決定)

改正

平成19年10月1日教育委員会要綱第22号

平成24年12月25日教育委員会要綱第15号

平成28年3月29日教育委員会要綱第10号

立川市社会教育関係団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の社会教育関係団体（以下「団体」という。）が行う社会教育活動又は生涯学習活動（以下「社会教育活動等」という。）を支援するため、生涯学習関連施設の使用料の減額又は免除に関する団体の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

(生涯学習関連施設の範囲)

第2条 この要綱において生涯学習関連施設とは、次の各号に掲げる条例に定める施設をいう。

- (1) 立川市地域学習館条例（平成19年立川市条例第21号）
- (2) 立川市学習等供用施設条例（昭和58年立川市条例第6号）
- (3) 立川市市民体育館条例（昭和55年立川市条例第12号）
- (4) 立川市運動場条例（平成13年立川市条例第12号）
- (5) 立川市福社会館条例（昭和41年立川市条例第38号）
- (6) 立川市女性総合センター条例（平成6年立川市条例第21号）
- (7) 立川市市民会館条例（昭和48年立川市条例第35号）
- (8) 立川市児童館条例（昭和52年立川市条例第35号）
- (9) 立川市子ども未来センター条例（平成24年立川市条例第22号）

(登録の基準)

第3条 登録に必要な基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公の支配に属さない団体であること。
- (2) 社会教育活動等を行うことを主たる目的とする団体であること。ただし、次の行

為を行わない団体であること。

ア 営利を目的とした活動又はこれに類する行為

イ 特定の政党の利害に関する活動を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為

ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為

(3) 団体の組織及び運営について、次に掲げる要件を備えていること。

ア 構成員が8人以上であること。

イ 構成員の2分の1以上の者が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

ウ 構成員の4分の1以上の者が市内に在住していること。

エ 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所又は連絡先が市内にあること。

オ 団体の組織及び活動のために代表者を置き、規約又は会則を有し、継続的に活動を行っていること。

カ 複数の構成員が同種の他の登録を受けた団体に加入していないこと。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする団体は、社会教育関係団体登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、立川市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請するものとする。ただし、第6号及び第7号に掲げる書類は、登録を受けようとする団体が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人である場合に限り、提出するものとする。

(1) 規約又は会則

(2) 会員名簿

(3) 年間活動（事業）計画書

(4) 立川市社会教育関係団体登録一覧原稿

(5) 上部団体のある団体は、当該上部団体の規約又は会則

(6) 前事業年度の事業報告書及び活動計算書又はこれらに類する書類

(7) 予算書

(登録証の発行)

第5条 委員会は、前条の規定による申請を受け、第3条に規定する基準に適合すると認めるときは、団体として登録し、当該団体に立川市社会教育関係団体登録証（以下「登

録証」という。)を発行するものとする。

2 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録証を紛失し、又は破損した場合は、速やかに社会教育関係団体登録証再発行申請書(第2号様式)を提出し、登録証の再発行を受けるものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録基準日から3年間とする。登録基準日以降、有効期間の途中で登録された団体は、登録された日から有効期間までの期間とする。

2 登録基準日は平成11年9月1日を第1回と定め、以後3年目ごとの9月1日とする。

(登録の更新)

第7条 登録団体は、登録の更新を受けようとする場合は、あらかじめ指定した期日までに、社会教育関係団体登録更新申請書(第3号様式)を提出するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録団体は、登録事項等に変更があった場合は、速やかに社会教育関係団体登録変更届出書(第4号様式)を委員会に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 委員会は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに社会教育関係団体登録解散等届出書(第5号様式)を提出させ、当該団体の登録を取り消し、登録証の返還を求めるものとする。

(1) 解散又は第3条に定める基準に適合しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請により団体の登録又は更新を受けたとき。

(3) 生涯学習関連施設を不適切に利用したとき。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

……略……

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。